

|      |       |
|------|-------|
| 整理番号 | 7 - 3 |
|------|-------|

令和 7 年度  
第 4 4 4 回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和 7 年 8 月 1 日  
13 : 15 ~ 14 : 55  
千葉労働局 1 階会議室

令和 7 年度  
第 444 回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 1 日 13 : 15 ~ 14 : 55

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者 (委員)

公益委員

伊澤委員、大越委員、大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

大谷委員、岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員

使用者委員

神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

- (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
- (2) 意見陳述
- (3) 令和 7 年度地域別最低賃金額改定を目安について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の結果について
- (5) 千葉県特定最低賃金の決定及び改正の必要性の有無について (諮問)
- (6) 今後の審議日程等について
- (7) その他

5 資料

(1) 第 444 回千葉地方最低賃金審議会資料

資料No. 1 千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書等

資料No. 2 欠番

資料No. 3 令和 7 年賃金改定状況調査結果

(第 2 回目安に関する小委員会配布資料 引用)

資料No. 4 令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査報告

資料No. 5 最低賃金に関する基礎調査結果 (特性値) の推移

資料No. 6 令和 7 年千葉県最低賃金改正の影響率

資料No. 7 生活保護と最低賃金 (最低賃金と生活保護との比較について)

資料No. 8 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表

資料No. 9 千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係

資料No.10 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（全国と千葉県）

資料No.11 千葉県最低賃金（引上率・影響率）の推移

（２）各種統計資料等

資料No.1 2024 連合リビングウェイジ報告書

資料No.2 2020 年基準消費者物価指数（全国 2025 年（令和 7 年）6 月分）

資料No.3 2020 年基準 千葉市消費者物価指数の動向（令和 7 年 5 月分）

資料No.4 小規模企業景気動向調査（2025 年 6 月期調査）

資料No.5 6 月の中小企業月次景況調査（令和 7 年 6 月末現在）

資料No.6 千葉県鉱工業指数月報（令和 7 年 4 月分）

資料No.7 主要統計資料（第 1 回目安に関する小委員会配布資料）

## 6 議事内容

（会長）

ただいまから、第 444 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますので、その旨を公示したところ、傍聴される方が 5 名いらっしゃることをご報告いたします。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

本日の審議会の成立について事務局から報告をお願いいたします。

（賃金室長補佐）

本日は、全ての委員にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

（会長）

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、議題（１）の地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

7 月 11 日に開催されました第 443 回本審議会におきまして、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長へ千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされまして、これを受け最低賃金法第 25 条第 5 項、同法施行規則第 11 条第 1

項の定めるところによりまして、関係労使から意見を求める公示を行いました。

その結果、資料No.1 をご覧いただければと思います。

ご覧のとおり多数のところから意見書などをいただいております。

また、各種団体などから審議会及び労働局長あての要請などがなされております。

なお、お時間の都合、ご意見・要請内容については後ほどご覧いただくこととしまして、提出された団体名などをご紹介しますいただきます。

まず、1 頁目 JAM 東京千葉千葉県連絡会から「千葉県最低賃金ならびに特定最低賃金に関する意見書」と題するものです。

2 頁目からはマルヤマユニオンほか 26 団体から「2025 年度最低賃金引上げに関する要請書」と題するものです。

28 頁からは千葉県労働組合連合会から「2025 年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討に当たっての意見」と題するものです。

30 頁からは自治労連千葉県本部 女性部役員一同から「2025 年度千葉地方最低賃金額改定の目安審議に向けた意見書」と題するものです。

32 頁からはちば合同労働組合から「最低賃金の抜本的な引上げ答申を求めます」と題するものです。

33 頁からは千葉県内地区労・ユニオン交流会から「最低賃金の抜本的な改正を求める意見」と題するものです。

35 頁からは一般社団法人千葉県タクシー協会から「最低賃金の改正決定に係る意見について」と題するものです。

37 頁からは千葉県内地区労・ユニオン交流会から「最低賃金の改正に関する意見交換の要請」と題するものです。

38 頁からは日本労働組合総連合会から「2025 年度最低賃金行政等に関する要請書」と題するものです。

41 頁からは日本労働組合総連合会千葉県連合会から「2025 年度最低賃金行政に関する要請書」と題するものです。

43 頁からは 日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会から「最低賃金に関する要望」と題するものです。

46 頁からは 千葉県弁護士会から「更なる最低賃金の引上げ及び中小企業支援を求める会長声明」と題するものです。

47 頁からは「千葉県の最低賃金を直ちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書」になりまして、4,171 筆が千葉県労働組合連合会から提出されたものです。

49 頁からは郵政産業労働者ユニオン浦安支部から意見書が提出されております。

以上、意見書などの紹介になります。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局から意見書などの紹介がありましたけれども、ご発言などはございますか。

労働者側いかがでしょうか。

《ありません。旨の声》

使用者側はいかがでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

では、続いて、議題2の「意見陳述」に入りたいと思います。

事務局の方、ご準備をお願いいたします。

(賃金指導官)

7月11日に開催いたしました第443回本審議会及び運営小委員会において、陳述の場を設けることについてご了承をいただいております。

本日は、4名の方から陳述をしていただきたいと思います。

まず初めに、千葉県労働組合連合会様からご意見をいただきたいと思います。

《千葉県労働組合連合会の提出資料を各委員に配付》

(千葉県労働組合連合会)

私は、千葉県労働組合連合会の常任幹事をしている[ ]です。

出身の労働組合はコープネットグループ労働組合といいまして、生協の職場の役員をしております。

私が勤めているコープネットグループ労働組合は、生協の職場で働く仲間が加盟する労働組合です。

食品の配達をする宅配、皆さんもご存知なコープデリやスーパーや介護などの事業で働いています。

労組員の人数は18,300人で、千葉県内には3,000人ほどの方が働いています。

うち、パート・アルバイトなど時給で働く方の65%が非正規の労働組合になります。

特に非正規率が高いのは店舗で働く方で、9割近くになります。

この間の物価上昇で私たちの生活は本当に厳しくなっています。

私たちが毎年実施している生活実感のアンケートというものがあるのですが、物価上昇が始まる前は「生活が苦しい」と回答する方は約 50%でした。

それが今では約 60%と 3 年間で生活が苦しいと回答している人の割合が 10%も増えています。

最も生活が苦しいと思っているのは、社会保険に加入している長時間で働く仲間です。

世代では、子育て世代の 30 代、40 代の方の生活実感がとても厳しくなっています。

物価上昇が始まるまでは「生活に最も負担に感じているものは」という項目では「住宅費」でしたが、今では「食費」が最も負担になっています。

ここは皆さんも肌で感じているかと思います。

食品を切り詰める傾向が強くなっておりまして、物価上昇が始まった頃は食べたいものを我慢するという生活でしたが、今では食事を諦めるという状態になっています。

スーパーでの買物も、物価上昇が始まった頃は、その日スーパーに行って安いものや値引きシールが貼ってあるものを買って、食べたいものを我慢して、食べられるものを選んでいました。

しかし、今は買物に行く回数も私自身も減らしていますし、1 回の買物で買う商品の点数も減らしています。

夕食のおかずはもちろん一品減らしますし、ひどい人になると 1 日 2 食で、朝食を食べたら昼食は食べない、昼食を食べるなら朝食は食べないという人もいます。

非正規で働く 3 人に 1 人は、自分だけの収入で生活しています。

シングルの方や、結婚していない方が 3 人に 1 人はいますよということです。

非正規の 10 人に 1 人はダブルワーク、トリプルワークをしているというアンケートの結果も出ております。

また、これからダブルワークしたいなという方も 10 人に 1 人います。

現在の千葉県最低賃金は 1,076 円で、これではとても生活が成り立ちません。

そのため、千葉県よりも時給の高い東京都で働く人も多く、職場での欠員は増加傾向にあります。

これはお店だけではなくて、宅配もすごい欠員状態になっております。

生活を維持していくためには、とにかく手取りを増やす必要があります。

このため、年収の壁を越えて働く方が増えており、10 年前までは社会保険未加入、103 万円以内で働く人が過半数以上いましたが、今では 3 割にまで減っています。

私たちが春闘で「私の要求カード」という取組をしておりますが、その中で実

現したい要求で、時給額を書かれる方のほぼ全てが時給を 1,500 円にしてくれ、というようなことが書かれていまして、また、カードそのものの枚数も増えてきています。

一方、今年の中央の目安額がまだ決まっていない中で、中小企業の厳しい経営状態もあるということは私たちも分かっています。

皆が苦しいのが実態だということも分かっています。

ですが、やはり私たちの時給、最低賃金が上がることによって消費、購買意欲は上がるかなと思っています。

最後になりますが、年収が 600 万円、700 万円あっても、奨学金を借りて大学に通わせています。

年収が 500 万程度の世帯では、子どもの習い事を 2 つから 1 つに減らします。

年収が 200 万円や 300 万円では習い事は無理で我慢させています。

暑い日が続き、子どもが夏休み期間は食事代やエアコンを使用すると他の月に比べて 1 万から 2 万円ほど電気代が増えます。

これが負担になるので、児童館や図書館に行っている子供もたくさんいます。

あとは、先日、外国人技能実習生のことを書いてあるのですが、今日の朝日新聞にも他の県でも同じような陳述がされたとのことですので、割愛させていただきます。

要は、もう日本の時給は安い、日本全国安い、ということで特に千葉県は首都圏と言われている、東京、神奈川、千葉、埼玉の中で一番低いです。

全国一律にしてほしいのですが、せめて首都圏は同じ最低賃金額にしていたきたいというのが切なる願いです。

千葉県は他の県より低くて良いのですか、よろしくお願いします。

以上です。

(賃金指導官)

ありがとうございました。

続きまして、ちば合同労働組合様陳述をお願いします。

資料につきましては、資料No.1 の 32 頁をご覧ください。

(ちば合同労働組合)

ちば合同労働組合の書記長の■■■■と申します。

今回の千葉県最低賃金について、1,500 円となるような答申を求めたいと思います。

私はここ数年 1,500 円という数字で意見書などを提出しておりましたが、今年も 1,500 円とすることについては若干考えたところがあるのですが、やはり

今年 1,500 円ということを実現するという方向で千葉地方最低賃金審議会において議論していただきたいということで、1,500 円という形で意見を出させていただきます。

海外では、この数年で賃金が倍になっているような状況ですから、大幅な引上げということが今の日本の労働者をめぐる状況の中で必要だと考えております。

今日のお昼のニュースで、中央審議会では 63 円の引上げという方向で調整されているというような報道が出ておりますが、例年になく注目の中で、議論も結論も持ち越されているという状況なのかなと思うのですが、そして、さらに千葉地方最低賃金審議会ということであると、昨年、特に徳島などいくつかの地方審議会が中央審議会から出された目安を超える答申も出されたということも踏まえて、ぜひ千葉でも積極的な活発な議論と、そして生きた議論といいますか、そういう中で大幅な引上げという答申を出していただきたいと思います。

自己紹介がちょっと遅くなりましたけれども、ちば合同労働組合は、いわゆる地域ユニオンということで、一番多いのは福祉関係の職場です。

さらに物流倉庫や運送業などの仕事なども多いです。

いわゆるエッセンシャルワーカーが多く、非正規雇用の労働者も組合も多い状況です。

残念ながらといいますか、最低賃金の大きな影響がある、そういう賃金水準で働く組合員が多いという状況です。

今回のことでも、最低賃金の行方ということについても大いに関心もありますし、意見も申し上げていきたいと考えております。

他の皆さんもおっしゃられたことだと思うのですが、この間の大きな物価上昇ということを考えれば、昨年までの最低賃金の引上げ率では緩やかであると言わざるを得ない。

実質的には賃下げという状況になっていると思います。

千葉県の最低賃金で月 160 時間働いても月に 17 万円と、今回、仮に 63 円上がったとして、160 時間働くと約 1 万円の上昇ということになるわけですが、そこから税金とか社会保険料、あるいは家賃、光熱費、通信費、食費等々を払えば本当に手元には残らない、それどころか、私もですが、スーパーに行って何を買うのか、ということで立ち止まって悩んでしまうという状況が、ますます続いていくと思います。

ぜひ、労働者が安心して生活を営み、将来を設計できるような最低賃金を実現していただきたいと思います。

ここでは長々ということではないかもしれませんが、最低賃金の引上げが遅々として進まない一方で、今、日本政府は 5 年で防衛費を 43 兆円にするということで、予算を見ても防衛強化資金ということで、5 年で 43 兆円を確保する

ために予算の中に防衛強化資金何々という費目がたくさん作られて、軍事費にお金がかき集められているというような状況です。

2027 年度には総額年 11 兆円という規模で防衛予算が引き上げられるという状況です。

やはり、福祉や教育が切り捨てられ軍拡だけが続いていく状況は、やはり労働者にとってこれは本当に若者、非正規労働者だけでなく、あらゆる世代にとって重大な問題だと思います。

本当に軍事費ではなくて、労働行政とか社会保障、福祉や教育に予算を当てるべきだと思います。

最低賃金については、地域間格差ということも非常に今問題になってきております。

千葉県と東京都の差が時給で 87 円、さらに千葉県と茨城県との差が 71 円あって、先日、柏市のラーメン店に茨城から越境してアルバイトに来ているということが報道されていました。

これは千葉から東京に働きに行くということも含めて、玉突きでそういった現象が起きているという状況があると思います。

実際、生計費ということでは、都市と地方の差は縮小していますし、均一化もしています。

地域で分けることなく全国統一の最低賃金にすべきだと思います。

少なくとも最低賃金というのを制度化している以上、労働者の生存権や諸権利を考えたときに差があるというのは、やはりおかしいと思います。

少なくとも最高額の東京都に合わせた最低賃金を統一で行うということをぜひとも千葉地方最低賃金審議会でも表明していただきたいと思いますし、今年それが実現できないにしても、東京都に合わせた同額の最低賃金を少なくとも千葉県においては打ち出していくということを求めていきたいと思います。

繰り返しになりますが、最低賃金制度に対する注目は例年になく高まっていると思います。

法的にも制度的にも、経済的、社会的にも大きな意義があるというふうに私は思います。

ぜひ、もっと広く最低賃金審議会における議論を開放していただきたいと、これは昨年も申し上げたのですが、今年のウェブサイトなどでは例えば傍聴も E メールで申込みができるようになったりとか、ウェブの案内なども少し変わったということも含めて昨年から変わったと思います。

ぜひ、意見書にも書きましたが、タウンミーティングなど広範な人々が気軽に参加してその思いを伝えられるような場などもぜひ検討していただきたいと思います。

私たちは安く使える労働力ではありません。

本当に労働者の尊厳や生存権を守るために、最低賃金の大幅引上げをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(賃金指導官)

ありがとうございました。

続きまして、千葉県内地区労・ユニオン交流会様、陳述をお願いします。

資料につきましては 33 ページをご覧ください。

(千葉県内地区労・ユニオン交流会)

こんにちは。ご紹介いただきました。千葉県内地区のユニオン交流会で代表をしております [REDACTED] と申します。

市原地区労働組合協議会の議長をしております。

最低賃金の抜本的な改正を求める意見を申し述べさせていただきます。

まず、少しだけ私自身の話をしてみます。

1983 年の 4 月に千葉県立高校の教員に採用され、千葉県高等学校教職員組合に加入しました。

配属されたのは市原市の [REDACTED]、市原支部に所属しておりましたので、市原地区に縁ができました。

そして、市原支部の役員になった時に地区の担当となりまして、他組合との交流が飛躍的に増えました。

それまで学校の中の生活だったのが、生活や考え方が民間の労働者と交流することによって、大きく変化しました。

私が労働運動に関わり始めた当時から、常に困難な状況が目の前に広がっていました。

地区労もやはり同様で、労働戦線統一問題などで組織離脱が続き、創立期の組合すらほとんど居なくなってしまいました。

そんな中で一人でも入れるコミュニティユニオンの結成が新たな展開となりました。

増え続けるパート労働者をはじめとする既存の労働組合に入れない労働者のための開かれた労働組合とする地域型の労働組合です。

私もユニオン市原創立に関わった一人で、現在も副委員長を務めています。

ですから最低賃金には以前から強い関心がありました。

話が個人的な問題に過ぎました。

ここから本論に入ります。

中央最低賃金審議会が 2024 年度において全国加重平均 51 円の引上げ額を示し、千葉県においても 50 円の引上げがなされ、その結果、最低賃金額は時給 1,076 円となりました。

増額された金額でさえ 1 日 8 時間週 40 時間働いたとしても先ほどの方もおっしゃっていましたが、月約 17 万円、年収で約 220 万円。

これでは労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできないばかりか、全ての労働者を不当に低い賃金から保護するセーフティーネットとしての最低賃金制度の目的を果たしていません。

最低賃金法は第 1 条において、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資することを目的とする旨明示しています。

このような現状を踏まえれば、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度を全ての労働者を不当に低い賃金から保護するセーフティーネットとして真に実効的に機能させることが必要不可欠であると考えます。

皆さんおっしゃっていますけれども、光熱費、物価の高騰が続いています。

生活困難が広がっているのは皆さん感じているとおりです。

さらに、日本の最低賃金が先進各国の最低賃金と比較して著しく低いことは従前と変わっておらず、日本の相対的貧困率が 15.4%と先進各国中最悪となっている要因の一つでもあります。

日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。

正社員の賃金ですら最低賃金付近の労働者が増加しています。

特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。

最低賃金はかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響を持つようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がりを食い止める役割を担う、そのような社会的位置づけに変化しています。

また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流出や地域経済の疲弊も問題となっています。

他方、最低賃金の引上げに当たっては、財政的な裏付けが乏しい中小企業を支援する方策が必要です。

2022 年 4 月 1 日以降の事業年度について、給与等を増額させた場合にその一部を法人税等から控除できる賃上げ促進税制が開始されました。

また、ものづくり補助金や持続化補助金においても、賃上げをした中小企業への補助率を引き上げる特別枠が設けられているほか、政府調達においても、賃上げをした中小零細企業に対し加点が行われるとされています。

国民経済の健全な発展には、中小企業への支援策を充実させると同時に、最低賃金額の引上げを図ることが肝要であり、そのような実行計画はまさにこの点を意識した内容となっているものであり、中小企業への支援策はさらに充実されるべきであると考えています。

よって、私は労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、千葉地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の抜本的引上げを図ることを求めます。

私たちは全国的に最低賃金の抜本的引上げと全国一律最低賃金 1,500 円以上を求めています、そのような線で最低賃金審議会の審議を期待します。

以上です。ありがとうございました。

(賃金指導官)

ありがとうございました。

最後になりますが、郵政産業労働者ユニオン浦安支部様、陳述をお願いします。資料は 49 ページをご覧ください。

(郵政産業労働者ユニオン浦安支部)

この度は意見陳述の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

全労連と全労協の双方に加盟する郵政産業労働者ユニオンは、郵産労、東京中郵労組、横中労、郵多労、初代郵政ユニオン、千郵労、郵自労、兵庫郵政連帯、京郵労、郵大労、郵広労、広中労、郵埼労の 13 の労組にルーツがあるわけですが、浦安支部は 1990 年結成の郵政産業労働者ユニオン、94 年結成の郵政産業労働組合 99 番目の千葉支部をルーツとして、松戸市や浦安市など都県境付近の事業所を中心として組織しております。

組合員のほとんどが時給制の契約社員です。

詳しくは、意見書の方をご覧くださいと思います。

傍聴の方もいらっしゃるので、趣旨についてはこちらでもう一回読み上げます。

最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法に定める 3 要素を考慮しても、絶対的かつ相対的貧困に陥らない最低基準を追求すべきです。

家計の補助的労働の話がありましたけれども、最低賃金の決定は世帯全体の家計も考慮すべきです。

長時間労働と低賃金の実態を考慮すべきです。

3 要素の決定に当たっては資料の精査を求めます。

その上で東京都と千葉県を是正し、全国一律 1,500 円への改正を

求めます。

これが意見の趣旨です。

職場ですね。ジョブ型人事の問題。いろいろ話されています。

ジョブ型人事指針が出されていますけれども、率直に言って、定期昇給がなければ給料が上がらないのではないかという不安が聞こえています。

年収の壁の問題がありますけれども、一方で欧州的な最低保証年金制度がないのが日本ですので、低賃金が年金にも影響して定年後もずっと働き続けなければ食べていけないという問題があります。

郵政は 65 歳定年制ですけれども、退職金もなくフリーランスとかで小包み配達をしたり、ということが続けている方もいらっしゃいます。

昨日も深夜労働のベテランの時給制契約社員の方と「このところ物価が上って給料日前だけカツカツだよ。」ということで話が弾みました。

給料が安いのでダブルワークをされている方もいらっしゃいます。

正社員も 2014 年からだいぶ待遇が悪くなりまして、社宅に入ってお金を貯めることができない、社宅の入居資格がなくなってしまった中で、年功序列的に今までの正社員のように賃金が上がっていかないという現状があります。

親元から通っている人はまだ良いのですが、ところが、親世代も貧しいし、学費の問題で私たちの先輩は月 1 万円の学費で千葉大学に通っていた方もいらっしゃるそうなんですけど、東京大学が授業料を今年年間 535,800 円から国が定める上限の 642,960 円まで 10 万円余り引き上げることが話題になっています。

国立大ですらそうですから、私立大で奨学金を返済しながら働くのは大変です。

期間雇用社員の中には正社員登用になるために、通信制の大学を卒業して、また、会社のいろいろな自己啓発の資格なんかも取りながら正社員登用を目指して、頑張って正社員になった組合員もいるのですけれども、ただ、やはり金銭面で考えても非常に負担が大きいし、労働時間の実態から見ても非常に負担が大きいという現状があるということをご理解いただきたいと思います。

意見書の中では農業について触れましたけれども、農業の構造もだいぶ変わってきていまして、15 歳以上の就業者の就業別割合 1960 年は農業が 30.1%、林業が 1.0%、漁業が 1.3%でした。

2020 年の国勢調査を見ると、農業、林業が 3.0%、漁業が 0.2%、このような状況になっています。

私も、両親とも賃金労働一本で働いていまして、おじいちゃんがちょっと兼業農家やっているかなぐらいの状況です。

それで、ほとんど両親とも田舎が農家でないとか、こちらでずっと住んでいる

というような状況があります。ですからお米も買うのですよね。

頻繁に購入する品目の中にお米って入ってないのですけれども、お米が高くなっているのが非常に大きい問題なのですよ。

そういうところもちょっとご理解いただければと思います。

毎回、東京と千葉との最賃格差の問題を訴えていますけれども、やはり、日本全体で同じ経済圏だというのはもちろんなのですけれども、東京と千葉って結び付きが非常に強いということはご理解いただきたいと思います。

例えば、郵便物を運ぶトラックの運送便でも、首都圏側は首都圏綾瀬郵便局で2両をまとめて西日本の各地に直行便で送るというようなやり方をずっとやっていました。

この間、2024 問題とか混載とか、共同輸送の形で時代を反映して合理的なやり方もいろいろ変わってきていますけれども、首都圏は首都圏で2両をまとめるというのは一つの考えです。

ですから、そういうことなのですよ。

東京から千葉に通っている方も相当いらっしゃって、うちの郵便局でも東海の方で採用になって、実家が東京にあって、介護とかいろんな問題がありますからね、東京の方の枠がないということで、千葉の方に勤めるという、臨海線というものが通ってしまして、東京の西側でも浦安辺りですと通いやすいというようなところがありますので、東京から通勤されているという方もいらっしゃるのですよね。

この間、水道の料金の問題がありましたけれども、東京なんかは大正の頃から、山梨の方は丹波山、小杉一ノ瀬、あっちの方は水源林を東京として管理しているというような、それはやはり林業なんか荒廃しているというような現状を持って、東京でちゃんとやっていこうというような考えがありましたし、住宅問題のことに言っても、東京は大正の頃から市営住宅、昭和初期に本郷の東大の跡地なんかを市営住宅に開発していましたが、その後ですね、例えば蕨なんかで住宅営団という形で1940年代ぐらいですかね、農地だったところを東京に通う人たちのために住宅団地を造成したみたいな、そういうようなところもあって、やっぱり東京に千葉から埼玉から通う人って非常に多いのですよね。

そういうような現状もありますので、ぜひ東京と千葉の最低賃金格差、同じAランクで60円上がったとしても、こちら千葉の方で引き上げなければ東京に近づくことはできませんので、ぜひ皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

以上です。

(賃金指導官)

ありがとうございます。

意見陳述は以上になります。

(会長)

陳述人の皆様、ありがとうございました。

各委員の皆様、陳述内容などについて、お尋ねしたいことがありましたら、発言をお願いします。

《ありません。旨の声》

(会長)

ありませんようですので、意見陳述は以上となります。

ありがとうございました。

続きまして、議題(3)の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、事務局より地域別最低賃金改定の目安についてご説明を申し上げます。

先月7月11日に中央最低賃金審議会が開催され、ここで「目安に関する小委員会」が設けられました。

「目安に関する小委員会」は昨日までに5回開催されましたが、今現在、結論は出ておりません。

このため、地域別最低賃金額改定の目安については、本日は伝達できませんことを報告します。

(会長)

目安額は出ていないということです。

目安が出ていないことによる審議日程の変更に関しましては、議題の(6)の「今後の審議日程等について」で審議としたいと思います。

委員の皆様、何かご質問やご発言がありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

では、続きまして、議題(4)の「最低賃金に関する基礎調査の結果について」

です。

事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

最低賃金に関する基礎調査報告をご覧ください。

こちらは本年6月1日現在で製造業などの一部は100人未満、その他の産業は30人未満の中小企業の賃金の実態を把握するため毎年実施しているものとなっております。

目次をご覧ください。

こちらに記載されている産業毎に、後ほど説明いたしますが、総括表(1)と総括表(2)を作成してあります。

目次の左側の産業は地域別最低賃金、右側は特定最低賃金に係る産業となっております。

1、2頁が調査の概要です。

細かいところは後程ご覧いただければと思いますが、調査対象産業、調査対象の事業所の労働者数の規模、調査項目、調査対象の期間、対象事業数、有効回答数などを載せてあります。

なお、本年度は2,608事業所を対象に調査を実施、有効回答数は1,056事業所で有効回答率は40.49%となっております。

調査に当たっては、日本標準産業分類の産業を用いており、日本標準産業分類は、昨年、令和6年4月に改訂されていますが、こちらの調査は改訂前の旧産業分類で行われております。

3頁をご覧ください。こちらは、調査対象産業の一覧です。

1頁の概要欄にも調査対象の産業を掲載しておりますが、より詳細に表示したものとなっております。

4頁は地域別最低賃金に係る集計をした業種を黄色で示しております。

なお、一番下に小さな赤字で記載していますが、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係については、年齢18歳未満または65歳以上、清掃や片付けなどの軽易な業務に従事する方などは、こちらの地域別最低賃金の集計区分に含まれております。

5頁は特定最低賃金の集計区分を載せてあります。

それぞれの中分類毎に集計しております。

6頁は調査結果は地域毎にも集計しており「京葉地区」と「房総地区」という表記を用いております。

オレンジ色で囲まれている地域を「京葉地区」、それ以外を「房総地区」に設定して集計しております

続いて、7、8 頁をご覧ください。

こちらは、調査結果における労働者賃金の分布表です。

赤枠で囲っている 現在の最賃 1,076 円の適用労働者数 37,811 人となっております。

1,080 円、1,090 円、1,100 円、1,110 円などのいわゆるキリのよい数字のところで一定の層が生じていることが確認できると思います。

10 頁以降が集計結果となっております。

なお、集計は、冒頭でも触れましたが、総括表（1）と総括表（2）の2種類作成しており、初めに集計方法の違いについてご説明いたします。

11、12 頁をご覧ください。

左上に総括表（1）と記載してあります。

縦軸は金額、横軸が事業所の規模、地域別、年齢別のものとなっております。

総括表（2）は、23、24 頁をご覧ください。

縦軸は総括表（1）同様に金額、横軸は男女別に取りまとめたものとなっております。

各数字の読み取り方について、総括表（1）でご説明いたします。

11、12 頁をご覧ください。

一番左が1時間当たりの所定内賃金額、左から2番目の合計は労働者数と率です。

現在の千葉県の最低賃金 1,076 円をご覧ください。

現在の千葉県最低賃金 1,076 円に達していない労働者は 1,075 円までの層で 1.4%、労働者数 9,800 人が千葉県最低賃金未満となっております。

なお、審議会にて「未満率」という言葉が用いられることがありますが、「未満率」は最低賃金未満の労働者の率のことを意味するものになります。

続きまして、もしも審議会で審議の結果、あくまでも仮のお話ですが、14 円引上げ、1,076 円プラス 14 円で 1,090 円となった場合にどれだけの労働者に影響を及ぼすか、とみる場合には 1,090 円の 1 円下 1,089 円のところを見ていただきますと 13.5%に影響が及ぶことになります。

同様に、もしも、プラス 44 円、1,076 円プラス 44 円の 1,120 円の場合は 14 頁をご覧ください。1,120 円の 1 円下の段 24.4%に影響が及ぶことになります。

審議会では「影響率」という言葉が用いられますが、このように影響率を見ていただければと思います。

21、22 頁をご覧ください。

左の金額欄 1,126 円までは 1 円刻みですが、この上は 10 円刻み、1,300 円からは 100 円刻みとなっております。

最後の行は特性値を載せております。

23 頁からは総括表（2）となり、最終行は特性値で締めております。

このような構成で各産業毎に作成しておりますので、特定の産業について確認したい場合には該当するページをご覧くださいと思います。

次に、資料No.5 をご覧ください。

ただいま説明いたしました、基礎調査結果の地域別最低賃金の全産業に係る特性値について令和3年度から本年度までの推移となっております。

続いて、資料No.6 をご覧ください。

千葉県最低賃金の全産業集計結果の労働者数と影響率を抜粋したものとなっておりますので、影響率のみを確認したい場合には、こちらをご覧くださいと思います。

なお、現行の1,076円プラス10円毎に10円刻みで黄色にて塗りつぶしております。

以上で、基礎調査結果の説明は終わります。

（会長）

ただいまの事務局の説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。質問なし。旨の声》

（会長）

それでは、続いて、議題（5）の「千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」です。

まず、特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

（賃金指導官）

資料No.8 をご覧ください。

千葉県における特定最低賃金の申出一覧表になります。

昨年に同様、本年も「総合スーパーマーケット」から新設の申出書が提出されました。

また、現在設定されている7件の特定最低賃金について、各産業に属する労働団体の代表者から千葉労働局長に特定最低賃金改正の申出書が提出されており、申出書の内容を審査しましたところ、問題はございませんでした。

本日、事務局の席に申出書の原本をお持ちしておりますので、閲覧していただくことができます。

なお、2点ご説明がございます。

まず、1点目ですが、申出の一覧表の次の頁をご覧ください。

「総合スーパーマーケット」の適用使用者数及び適用労働者数の推算についてと題するものです。

通常、労働団体から意向表明がありますと、事務局にて経済産業省が公表している「経済センサス活動調査」を根拠として、適用使用者数及び労働者数を推算して、労働団体へ通知しております。

現在の「経済センサス活動調査」は令和3年調査のもので、旧産業分類では「I561 百貨店、総合スーパー」となっており、新産業分類による「総合スーパーマーケット」単体の推算ができません。

このため、推算したセンサスによる旧産業分類「百貨店、総合スーパー」の人数から事務局で把握した「百貨店」の人数を控除して「総合スーパーマーケット」の人数を推算していることをご報告します。

2点目は、申出一覧表に戻ってください。

「調味料製造業」をご覧ください。

右から3マス目が空白となっております。

この項目は労働協約などの「協約額の最低額」の欄になります。

申出書の提出時点において「最低協約額」の提示がなかったもので、空白となっておりますが現在確認中です。

金額を確認次第、記載したものを提供する予定です。

以上で説明は終わります。

(会長)

ただいまの事務局の説明に対し、発言はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、続いて、千葉労働局長から千葉県特定最低賃金の必要性審議に係る諮問をお受けしたいと存じます。

《千葉労働局長から会長へ諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文の朗読》

(会長)

ただいま、労働局長から諮問を受けました。

予定では、週明けの8月4日午後1時15分から第1回特別小委員会において、特定最賃の新設・改正の必要性の審議に入ることになっております。

7月11日に開催された第1回運営小委員会での決定により、特定最低賃金の意見陳述の申出があった場合には、第1回特別小委員会において意見陳述を行うことになっております。

陳述人について、労働者側からご説明をお願いします。

(労働者代表委員)

特別小委員会の冒頭に意見陳述する業種と発言者について報告したいと思います。

改正につきましては、調味料製造業ということでフード連合から■■■■さんという方が来られます。

それから、2点目が一般機械機器具製造業関係ということで岡田委員から。

3点目が精密機械器具製造業関係ということで、こちらも岡田委員から。

4点目が各種商品小売業ということで、U Aゼンセン千葉県支部から■■■■さんという方が来られます。

5点目が自動車新車小売業ということで、自動車総連より■■■■さんという方が来られます。

最後は新設の総合スーパーマーケットですけれども、U Aゼンセン千葉県支部から■■■■さんが行うということでございます。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

使用者側はいかがですか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、労働側委員のご説明のとおり第1回特別小委員会において、陳述人に、意見陳述を行っていただくこととします。

続きまして、議題(6)の「今後の審議日程等について」事務局から説明をお

願います。

(賃金室長)

第1回本審においてご賛同いただきました審議日程につきまして、変更がありますのでご説明します。資料をご覧ください。

まず先に、日程の変更の理由について申し上げます。

地域別最低賃金額の改定に際しては、中央最低賃金審議会が示す目安を金額審議の参考としておるところです。

第1回審議会で皆様に承認いただきました審議日程は、本日8月1日を目安伝達日としておりましたが、いま現在まで中賃での目安は示されていない状況です。

目安について調査審議を行う、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会は、例年4回から5回の開催で結論が出ておりましたが、今般、報道もされておりますとおり、昨日7月31日に第5回目の目安小委員会が開催されておりましたが、そこでは結論が出ずに、本日午前11時から第6回目の審議が行われております。

目安が示されない状態では県最賃の金額審議が困難でありますので、金額審議を行う第2回専門部会は目安金額が示されるまでは延期となります。

このため、事務局では新たな日程案を作成したところです。

以上が変更の理由となります。

続いて、新しい日程案について説明します。

カレンダーと今後の日程C案・D案の3枚でございます。

先日、メールにて皆様のご予定を確認させていただきましたが、皆様のご予定を合わせていくのがなかなか難しい状況でしたので、ひとまず第1回審議会でお示した当初予定のB案ですと当初予定案として元々ご参集いただくことになっていた日で、具体的には8月1日、4日、5日、7日、21日、25日はそれぞれ元々出席を予定いただいていた日でございます。

この出席を予定していただいていた日程に今後の中賃の目安提示日を想定毎にパターン分けしC案・D案・E案を作成しました。

元々あった予定日程に予定を繰り下げ当てはめた日程案でございます。

まず、カレンダーのC案をご覧ください。

本日8月1日にただいま開催中の目安小委員会で目安金額が示される場合がC案です。

例年目安は夕方から夜に示されておりますので、そのように想定しております。

C案については、元々みなさまにお伝えしていましたが、B案と日程・会議名称

は全く同じものとなりますが、目安伝達日がずれるというものです。

なお、カレンダーには、青文字で公益見解伝達と赤文字で答申後目安伝達と記載があります。

詳しくは後ほどご説明しますが、どちらも目安金額は判明しているという状態でございます。

戻りますが、C案は専門部会や第3回本審議会日程は以前の日程案と全く変更はございませんので、本日中に目安が示されれば従前とほとんど変更ない日程で進めることができます。

次に、D案について説明します。

本日中に目安小委員会で金額が示されず、仮に月曜日の8月4日の夕方に示されたとするとも金額審議を行う第2回専門部会は8月5日からとなると考えられるので、C案の予定を1回分ずつ後ろにずらしたというのがD案の日程となります。

なお、中央最低賃金審議会では、本日以降の日程は発表がありませんので、ここは想定で作成しております。

次にE案ですが、同じように8月6日に目安が判明したとして、その分予定を後ろにずらしたものです。

以上が、C案、D案、E案の説明です。

なお、8月4日に千葉で開催予定としておりました第1回特別小委員会については、目安が示されない場合も開催可能ですので第1回特別小委員会の日程は8月4日のまま変更はございません。

いずれにせよ、今日のこの時点では中賃の目安がいつ示されるかは不明ですので日程変更につきましては、今後、事務局からメールでご連絡をさせていただきたいと存じます。

次に、公益見解と中賃の答申につきまして説明します。

目安に関しましては、中央最低賃金審議会が設けた目安に関する小委員会の最終日に目安金額についての公益見解が示されます。

そして、通常は公益見解の翌営業日に中央最低賃金審議会が開催され大臣あてに目安の答申がなされるということになっております。

目安制度の趣旨からは目安の答申を待つて金額審議するものと考えられますが、法令・規程上は目安金額についての公益見解の段階で金額審議を行うことについて特段の規制はないということを確認済みです。

また、公益見解が示されますとその部分の関係資料、目安小委員会での決定の根拠となった指標なども含め公表となりますので、そこで公表された資料を参考に地方で金額審議を行うことは実際に可能でございます。

ただし、ビデオメッセージについては答申後の作成になりますので、後日の視

聴ということになります。

なお、公益見解ではなく目安の答申を待って千葉で金額審議を行うという場合は、第2回の専門部会が公益見解で始めるよりも1日分遅く始まり他の日程も1回分ずれて遅くなるということになります。

長くなりましたが、事務局としましては申し上げましたことを前提に4点ほどお諮りいただけますと幸いです。

1点目は、千葉においては公益見解をもって金額審議を始めるか、中賃での目安答申を待って金額審議を始めるか、お諮りしたいと思います。

2点目は、日程案についてひとまずC案またはD案を軸に進めることとし、更に変更があれば事務局で調整を図り進めたいと存じますが、それでよろしいかということです。

E案については、機械的にカレンダーに日程を当てはめましたが、異議審の日程調整はできておりませんので、E案になりそうな場合は、その段階で改めて調整を図らせていただきたいと思います。

ひとまず、C案またはD案で進めることについていかがか、お諮りしたいと思います。

3点目は、近い日程で来週の専門部会の開催日程については、この後開催される第1回専門部会の審議とさせていただいてよろしいでしょうか

4点目は、日程の変更に関しメールで調整、ご連絡を行うことについてご了承いただけますでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(会長)

審議の前に、ただいまの事務局の説明にご質問などがありますか。

今現在は、今ご説明いただいたこと以外には新たな情報は何も入っていないということですね。

(賃金室長)

はい、そのとおりでございます。

(会長)

では、今事務局から説明のありました件で、中央の公益見解で金額審議を始めるのか、目安の答申を待ってから金額審議を始めるのかということですが、目安の答申を待つと1回分後ろにずれる。

ただでさえ、ずれている状態だという状況なのですが、公益見解で金額審議を始めるということにつきまして、労働者側のご意見いかがでしょうか。

(労働者代表委員)  
異議ございません。

(会長)  
使用者側いかがでしょうか

(使用者代表委員)  
それで結構です。

(会長)  
公益委員はいかがでしょうか

(公益委員)  
よろしいかと思えます。

(会長)  
それでは、公益見解で金額審議を始める、ということで2点目のC案・D案に進めて、変更があれば事務局で調整を図って進めていく、ということにつきまして労働側・使用者側の双方からご了解いただきました。

続いて3点目、来週の専門部会の開催日程については、この後開催される第1回専門部会の審議とさせていただくと、これについてもご了解いただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)  
最後ですが、日程変更について今後事務局がメールなどで連絡して調整することについてもご了解いただけますか

《はい。結構です。旨の声》

(会長)  
では、事務局からお諮りいただいた件については全てご了解いただきましたので、今後、その方向でお進めいただきたいと思います。

(賃金室長)

ありがとうございました。

(会長)

日程に関しての調整は結構大変なことになる可能性もありますが、今後ともよろしくお願いいたします。

続いて、議題（７）の「その他」ですが、私の方から 7 月 11 日に開催されました運営小委員会について報告させていただきます。

運営小委員会では、地域別最低賃金の専門部会の公開・非公開の取扱いについて協議いたしました。

その結果、昨年度までと同様に、傍聴については 1 回目を除き非公開、議事録については 2 者協議を除き公開とすることで合意に至ったことについてご報告します。

これについて、ご意見・ご質問などはいかがでしょう。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局からは、その他何かありますか。

(賃金指導官)

それでは、残りの資料について、私と室長からご説明をさせていただきたいと思います。

私からは、資料 No. 7、No. 9 から No. 11 の 4 つの資料についてご説明いたします。

まず、No. 7 をご覧ください。

こちらは、千葉県最低賃金と生活保護の比較になります。

なお、最低賃金法第 9 条第 3 項におきまして、冒頭部分は省略しますが、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とされております。

令和 5 年度分になりますが、資料の中段あたりの部分ですが、生活保護水準 109,485 円に対して、千葉県最低賃金 1 か月換算額が 143,903 円でしたので、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っていたことをご報告します。

なお、こちらの比較資料については、答申の際に添付する資料になります。

また、次のページからは各都道府県毎の比較した資料になります。

続きまして、No. 9 をご覧ください。

こちらは、平成 17 年から昨年までの目安額と引上げ額の推移となっております。

続きまして、No.10 をご覧ください。

こちらは、例年、最低賃金の施行後の年明け 1 月から 2 月にかけて、資料のタイトルのとおり最低賃金の履行確保を主眼として労働基準監督署において監督・指導を行った結果です。

令和 6 年度、今年の 1 月から 2 月に実施いたしました監督結果、千葉県で見ますと 292 事業場のうち、67 事業場、22.9%に違反が見られました。

また、違反事業場のうち、62.7%は適用される最低賃金を知っているというもので、多くは「11 月から若しくは翌年 4 月から改正すれば良いと思い込んでいたもの。」でした。

また、給与計算ソフトの設定誤りという理由などもありました。

違反事業場のうち、29.9%は「金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている。」というもので、「確認していなかった。」「商工会や税理士から連絡がなかった。」「1,000 円も払っていれば足りていると思っていた。」などの理由でした。

そして、7.5%が「最低賃金が適用されることを知らなかった。」というもので、「高齢者には適用がないと思っていた。」「長年同じ金額を払っていた。」などの理由でした。

なお、監督対象の労働者数は 4,131 人で、最低賃金未満が 194 人、率にして 4.7%というものでした。

最後にNo.11、こちらは、採決状況、引上げ額、引上げ率、影響率の推移になります。

以上で、私からの説明は終わります。

(賃金室長)

続きまして、私の方から説明いたします。

まず、中央最低賃金審議会資料をご覧ください。

時間の関係もございますので、全国のデータについては説明を割愛し、ランク毎、または県毎のデータをご案内申し上げます。

全国データにつきましては後ほどご覧くださいますようお願いいたします。

インデックスの「第 1 回目安」をご覧ください。

こちらは、7 月 11 日に開催されました、第 1 回目安に関する小委員会の資料です。

頁番号ですが、赤いインクで印刷された頁数が通しの頁番号ですので、赤色の頁数でご説明いたします。

6 頁から 38 頁の全国統計資料は説明を割愛させていただきますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

39 頁以降が、都道府県統計資料編となっておりますので、この部分についてご説明申し上げます。

40 頁、各種関連指標です。

千葉県はAランクに掲載されております。

2021 年度県民所得 3,059,000 円、17 位の東京を 100 とした指数は 53.1、順位 17 位。

標準生活費 2024 年度 4 月、4 人世帯で 223,240 円、東京を 100 とした指数 84.0。

新規学卒者高卒の所定内給与額 2024 年男性 200,300 円、女性 185,900 円。

41 頁、有効求人倍率 2024 年千葉県は 1.22 倍。

42 頁、失業率の推移 2024 年千葉県は 2.5%、2025 年 1 から 3 月の平均 2.2%。

43 頁、定期給与千葉県は 2024 年 260,907 円。

44 頁、パートタイム労働者の 1 求人票当たりの募集賃金平均額、直近の令和 7 年 5 月では 1,292 円。

45 頁、パートタイム労働者の 1 求人表あたりの募集賃金下限額、直近の令和 7 年 5 月では 1,237 円。

46 頁、労働時間は後ほどご確認ください。

47 頁、消費者物価指数の推移、こちらは「持ち家の家賃を除く総合」となっております、2024 年は前年のプラス 2.7%、前年同月では、直近の 2025 年 5 月で 3.5%です。

49 頁、全国を 100 とした消費者物価地域差指数の推移、千葉は 2024 年度 101.2。

50 頁、1 か月の消費支出額 2024 年 229,018 円となっており、1 か月の等価消費支出額は 173,618 円です。

51 頁、1 か月の消費支出額、総世帯のうち勤労者世帯 291,846 円、等価消費支出額 197,211 円。

続いて、55 頁以降の業務統計資料編をご覧ください。

56 頁、2024 年度の全国の地域最賃改定状況、千葉県最低賃金は 1,026 円から 1,076 円、前年度からの引上げ額は 50 円、引上げ率は 4.9%でした。

57 頁、2024 年度は千葉を含むAランク全て、目安額と改訂額は同額でした。

58 頁、効力発生年月日の推移で、千葉県は 2015 年度以降 10 月 1 日となっております。

59 頁、2024 年度の地域最低賃金加重平均額は全国で 1,055 円、Aランク 1,127 円です。

60 頁、地域別最低賃金の最高額と最低額の格差はご覧のとおりです。

61 頁、地域別最賃引上げ率はご覧のとおりです。

62 頁、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果ですが、2025 年の違反

率の全国平均は 10%、業種別などの詳細は 63 頁となります。

頁飛びまして 103 頁をご覧ください。

103 頁、完全失業率ですが、2020 年 6 月頃から A ランク地域の完全失業率が上昇したが穏やかに改善し、このところは横ばいとなっております。

104 頁、有効求人倍率は各ランクとも近年は横ばいとなっております。

105 頁、新規求人倍率も各ランクともこのところ横ばいとなっております。

106 頁以降は、全国のデータが続きますので、説明を割愛いたします。

次に、「第 2 回目安」と書かれたインデックスにお進みください。

7 月 22 日に開催されました第 2 回目安に関する小委員会の資料です。

2 頁、令和 7 年賃金改定状況調査結果です。

3 の（2）選定の方法ですが、常用労働者が 30 人未満の企業に属する民営事業所から層化無作為抽出により選定しております。

調査事項・期間については、5 番の調査事項のとおりですので後ほどご確認ください。

8 頁、第 4 表の②、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をご覧ください。

就業形態は一般パート計の A ランクをご覧ください。

千葉を含む A ランクの 1 時間当たり賃金上昇率は、産業計で令和 7 年は 2.1% です。

9 頁、第 4 表の③、こちらは令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計です。

賃金上昇率は A ランクの令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月を比較した賃金上昇率は 2.9% です。

一般の A ランクの賃金上昇率は 3.0%、パートの A ランクの賃金上昇率は 2.7% です。

13 頁がグラフ化した資料となっています。

14 頁が生活保護と最低賃金です。

15 頁、グラフが 2 つ並んでいますが、上のマークが◇のグラフが 2023 年度の最低賃金を月額に直し税社会保険料相当を差し引いたもの、下のグラフでマークが△が 2023 年度の生活保護金額、最低賃金が生活保護を上回っております。

16 頁、生活保護データが 2023 年度、最低賃金は 2024 年の改訂を反映しているものとなりますが、同じく最低賃金が生活保護を上回っております。

18 頁は未満率と影響率ですが、既に千葉県版の説明がありましたので割愛します。

21 頁以降は賃金分布です。

千葉県の一般労働者・短時間労働者のデータは 23 頁、一般労働者が 36 頁、パ

ートタイマーが 49 頁に掲載されております。

36 頁の一般労働者と比較しますと 49 頁のパートタイマーは最低賃金額近傍に分布が多くなっております。

中賃の資料につきましては以上でございます。

続きまして、「その他資料」をご覧ください。

資料No.1、2024 年度連合リビングウェイジ報告書です。

リビングウェイジにつきましては、2 頁のとおり、健康で文化的な生活ができ労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものです。

15 頁の裏面に 2024 年都道府県別リビングウェイジと 2024 年地域別最低賃金との比較が掲載されておりますが、千葉はリビングウェイジ月額 201,000 円、1 月の労働時間を 165 時間とした場合の時間額は 1,220 円、最賃比は 88.2%と試算されています。

続いて、インデックス 2、総務省消費者物価指数全国版 2025 年度 6 月分です。

全国統計のため、概況のみ紹介とさせていただきます。

総合指数は 2020 年を 100 として 111.7、生鮮食品を除く総合指数は 111.4、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 110.3 です。

詳細は後ほどご覧ください。

資料No.3、2020 年基準千葉市消費者物価指数の動向です。

結果の概要としまして令和 7 年 5 月の消費者物価指数の総合指数 110.7 となり前年同月比は 3%の上昇、生鮮食品を除く総合指数は 110.4 となり前年同月比は 3.2%の上昇、項目の 4 番の表「千葉市」の 10 大費目指数の前年同月比で数字が大きいところを申し上げます。

総合 3.0%、食料 5.3%、光熱・水道 7.0%、家具・家事用品 4.2%、被服及びはきもの 6.2%、生鮮食品を除く総合は 3.2%です。

続いて、インデックス 4、小規模企業景気動向調査、全国商工会連合会の集計で直近の 2025 年 7 月 25 日のもの、産業全体について前年同月比業況 DI はマイナス 6.8 となっております。

続いて、資料No.5、全国中小企業団体中央会の 6 月の中小企業月次景況調査です。

8 頁以降が、前年同月比となっており全体ですと業界の業況はマイナス 27.3 となっております。

資料No.6、千葉県鉱工業指数月報、令和 7 年 4 月分の概況のみ申し上げます。

生産指数（季節調整済み指数）は、97.1 で前月比 2.5%と 2 か月ぶりの上昇。

出荷指数は 97.7 で、前月比 1.5%と 2 か月ぶりの上昇。

在庫指数は 108.7 で前月比 4.6%と 3 か月ぶりの上昇となっております。

資料7、主要統計資料は、先ほどの中央最低賃金審議会の資料にあるものですので割愛させていただきます。

資料説明は以上です。

(会長)

事務局の説明について、いかがですか。

資料が多いので相当に読み込まないと質問も難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

そのほか何かご発言などよろしいでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、ご意見などもないようですので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。